

契 約 書 (案)

- 1 業務名 令和8年度国際バカロレア推進のための講師派遣業務
- 2 業務の内容 別紙1「令和8年度国際バカロレア推進のための講師派遣業務仕様書」とおりとする。
- 3 契約金額 金 円
(月額 金 円)
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約保証金
- 6 その他特約事項 別紙2「情報セキュリティに関する特約条項」
別紙3「個人情報取扱事務委託基準」

愛知県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間において、
上記業務について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年4月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県教育委員会
教育長

乙

(目的)

第1条 本契約は、乙が本契約及び「労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）に基づき、乙の雇用する派遣労働者（以下、「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

(本契約の適用)

第2条 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、特に定めのない限り、甲乙において別途締結する労働者派遣個別契約（以下、「個別契約」という。）にも適用されるものとする。

(労働者派遣個別契約)

第3条 甲及び乙は、乙が甲に労働者派遣を行う都度、派遣法、その他関係諸法令、派遣先が講ずべき措置に関する指針（以下、「派遣先指針」という。）及び派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（以下、「派遣元指針」という。）等の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、派遣期間、その他労働者派遣に必要な細目について個別契約を締結する。ただし、派遣法第40条の2の派遣可能期間の制限を受けない業務については、さらに所定事項を加えるものとする。

2 乙は、前項の個別契約に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、甲に対し、当該派遣労働者の氏名、性別、その他派遣法及び同法施行規則に定める事項を通知しなければならない。

(派遣可能期間の制限のある業務と抵触日通知等)

第4条 甲及び乙は、甲の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間継続して同一の派遣労働者を受け入れ又は派遣してはならない。甲は、新たな個別契約を締結するに当たり、あらかじめ乙に対し、当該労働者派遣の開始日以後甲の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日を書面の交付等により通知するものとする。個別契約の締結後に、甲において派遣可能期間を延長する場合も同様とする。

2 甲は、前項の甲の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間労働者派遣を受けようとする場合は、あらかじめその事業所の労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間をはじめ派遣法施行規則に定める事項を書面により通知し、その意見を聴くものとする。個別契約の締結後に、甲において派遣可能期間を延長する場合も同様とする。なお、上記に関しては満60歳以上又は無期雇用の派遣労働者等に係る労働者派遣については例外とする。

3 甲及び乙は、第1項の通知がなかった場合には個別契約を締結してはならない。

(派遣先責任者、派遣元責任者の選任)

第5条 甲は、就業場所ごとに派遣先責任者を選任し、指揮命令者に個別契約書に定める事項を遵守させる等、適正な派遣就業を図るとともに、その所属部署、役職及び氏名を個別契約書に記載し、乙はこれを派遣労働者に通知する。

2 乙は、自己の雇用する労働者の中から、派遣元責任者を選任し、適正な派遣就業のための措置を行うとともに、その所属部署、役職及び氏名を個別契約書に記載し、派遣労働者に通知する。

3 甲及び乙は、それぞれ派遣先責任者及び派遣元責任者に、派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理、甲乙間の連絡調整等を行わせる。

(指揮命令者)

第6条 甲は、派遣労働者を自ら指揮命令して自己の事業のために使用し、個別契約に定める就業条件を守って業務に従事させることとし、自己の雇用する労働者の中から就業場所ごとに指揮命令者を選任しなければならない。

2 指揮命令者は、業務の処理について個別契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に教授し指導する。

3 指揮命令者は、前項に定めた以外でも甲の職場維持・規律保持・機密情報及び個人情報等の漏洩防止のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

(適正な就業の確保等)

第7条 乙は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、甲の指揮命令等に従って職場の秩序・規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導する。

2 乙は、派遣元指針に基づき、派遣労働者に対して、派遣元事業主が行うべき各種措置を講じるものとし、甲は、派遣先指針に基づき、派遣労働者に対し、派遣先が行うべき各種措置を講じるものとする。

3 甲は、派遣労働者に対し、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の防止等の適切な就業環境を維持する措置を講じるように配慮するとともに、甲に雇用される労働者に利用の機会が与えられる給食設備、休憩室及び更衣室については派遣労働者に利用の機会を与え、その他の診療施設等の現に甲に雇用される労働者が通常利用している施設については、利用に関する便宜の供与に努める。

4 甲は、前項に定める給食設備、休憩室及び更衣室それぞれの利用の機会の付与の有無及び利用時間等の具体的な内容に変更があったときは、遅滞なく、乙に対し、当該変更の内容及び変更が生じた時点に関する情報を提供しなければならない。

5 甲は、乙において派遣労働者と甲に雇用される労働者との間の待遇の相違の内容及び理由等の説明等の措置が適切に講じられるようにするため、乙からの求めがあった場合、甲に雇用される労働者に関する情報、派遣労働者の業務の遂行の状況その他の情報を乙に提供する等必要な協力をするよう配慮する。

6 甲の派遣労働者に対する派遣業務遂行上の指揮命令は、前条に定める指揮命令者が行うものとし、当該指揮命令者の不在の場合の代行命令者についても、派遣労働者にあらかじめ明示しておくよう努めるものとする。

(派遣労働者の交替)

第8条 派遣労働者がその就業にあたり、遵守すべき甲の業務処理方法、就業規律等に従わない場合又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者の交替を含む適切な措置を要請することができる。

2 前項の場合、乙が派遣労働者に対し交替以外の適切な措置を講じることにより改善が見込める場合には、乙は、当該派遣労働者に対する指導、改善を図ることができる。

3 派遣労働者の傷病その他、やむを得ない理由がある場合、乙は、派遣労働者の交替をすることができる。

(業務上災害等)

第9条 派遣就業にともなう派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、乙が労働基準法に定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。

- 2 甲は、乙の行う労災申請手続等について必要な協力をしなければならない。
- 3 甲は、派遣法及び同法施行規則に定める労働基準法・労働安全衛生法等の適用に関する特例の定めに基づき派遣労働者の労働基準・安全衛生の確保に努める。

(派遣労働者の選任と個人情報の保護)

第 10 条 本契約に基づく派遣労働者の選任は乙が行うものとし、甲は、乙に対し派遣労働者の事前面接、履歴書の送付を要求する等、派遣労働者を特定して派遣の役務の提供を求めたり、派遣労働者を特定する個人情報（個人情報の定義は、第 3 項にて定めるものとする）の提供を要求したりしないものとする。

- 2 甲及び乙は、本契約及び派遣就業上派遣労働者に関し知り得た個人情報を正当な理由なく他に漏洩してはならない。
- 3 本契約において「個人情報」とは、本契約に関連して、甲及び乙が管理、責任を負う個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日等により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）をいう。
- 4 甲及び乙は、個人情報の取扱いが生じる場合、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を厳重に管理の上、複製、改変、第三者への開示、漏洩、提供等を行ってはならないものとし、また、不正アクセス、不正利用等の防止に努めるものとする。
- 5 甲乙間にて、別途個人情報保護に該当する契約を締結し、本条の内容との間に矛盾・抵触が生じた場合には、当該契約が本条に優先するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 11 条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 64 条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第 12 条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 甲及び乙は、本件業務情報を、本契約及び個別契約の履行以外の目的に使用してはならない。
- 3 乙は、派遣労働者に対し、甲の本件業務情報について本契約及び個別契約に基づく乙の守秘義務と同等の守秘義務を遵守させるとともに、当該義務の遵守に関する教育指導その他適切な措置を講じるものとする。
- 4 本条は、本契約終了後においてもなお有効に存続する。

(監督)

第 14 条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第 15 条 乙は、毎月の業務が完了したとき、遅滞なく、月次業務報告書を甲に提出し、検査を受けなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第 16 条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年 2.5 パーセントの割合で算出した額とする。
- 3 前項の違約金に 100 円未満の端数があるとき、又は違約金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第 17 条 契約金の支払いは毎月の分割払いとし、乙は、毎月の業務完了後、3 契約金額に記載する月額金額を翌月甲に請求するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、請求書を作成する場合において、その請求金額の内訳として、仕様書上の業務履行場所に定めるハブスクール等での業務実施に要した経費及びその他業務履行場所での業務に実施に要した経費を示すものとする。
- 3 甲は、第 1 項の規定により、乙から適法な請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- 4 甲は、第 1 項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づいて年 2.5 パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(業務内容の変更、中止等)

第 18 条 甲は、必要がある場合には、派遣業務の内容を変更し、又は派遣業務の一時中止を指示することができる。この場合において、派遣業務又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(甲の契約解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、甲の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 業務処理が著しく不相当と明らかに認められるとき。
- (5) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (6) 乙から契約解除の申し出があり、その事由を甲が正当と認めるとき。
- (7) この契約に定めた条件に違反したとき。
- (8) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

- 2 前項の規定（第 1 号に掲げる事項が乙の責めに帰すことができない事由によるものであるとき及び第 6 号を除く。）によりこの契約が解除された場合においては、乙は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

- 3 甲は、専ら甲に起因する事由により、本契約の契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。
- 4 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会を図ることとし、これができないときには本契約の解除を行おうとする日の少なくとも 30 日前に乙に対しその旨の予告を行うこととする。当該予告を行わない場合には、甲は、速やかに、当該派遣労働者の少なくとも 30 日分以上の賃金に相当する額についての損害の賠償を行うこととする。甲が予告した日と本契約の解除を行おうとする日の間の期間が 30 日に満たない場合には、少なくとも派遣労働者の当該予告の日と派遣契約の解除を行おうとする日の 30 日前の日との間の期間の日数分以上の賃金に相当する額についての損害の賠償を行うこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理策を講ずることとする。また、甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分考慮することとする。
- 5 甲は、本契約の契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。
- 6 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。履行部分があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除権)

第 20 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 18 条の規定により、甲が業務内容を変更したため、頭書の契約金額が 3 分の 2 以上減額したとき。
 - (2) 第 18 条の規定により、業務の中止の期間が当初の契約期間の 2 分の 1 以上に達したとき。
- 2 乙は、前項の規定により、契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその賠償を求めることができる。
 - 3 乙は、契約の解除をするときは、書面によりその旨を甲に通知しなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 派遣業務の遂行において、派遣労働者が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合、乙は甲に対して、甲が受けた損害を、契約金額の総額を限度として、直ちに賠償する責任を負うものとする。ただし、その損害が指揮命令者その他甲が使用する者（以下、本条において「指揮命令者等」という。）の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む）により生じたと認められる場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合において、その損害が派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、乙は、指揮命令者等の指揮命令等により発生した損害の範囲について、前項の責任を免れるものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、天災、地震、洪水、火災、パンデミックその他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（以下、これらの事象を総称して、「不可抗力事由」という。）により生じた損害及び逸失利益については、乙は賠償する責任を負わないものとする。
- 4 甲は、損害賠償請求に関しては、損害発生を知った後、遅滞なく乙に書面で通知するものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 22 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第 8 条の 4 第 1 項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第 19 条第 2 項及び第 6 項の規定は、前 2 項により契約を解除した場合に、これを準用する。
(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第 23 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第 1 項第 4 号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第 1 項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第 1 項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 24 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第 25 条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとして認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第 26 条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第 27 条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第 28 条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。